

【本人確認書類】2020年10月1日より、健康保険証の「保険者番号及び被保険者等記号・番号」が告知要求制限に～本人確認書類としての取扱いはどうなるか～ [\(2020年10月15日更新版\)](#)

【2020年10月15日更新】

厚生労働省のウェブページ『[医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について](#)』の『3. 本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項』において、健康保険証上のQRコードの取扱いについての記載がなされました。

『※被保険者証等にQRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると2. の記号・番号等がわかるものについては、2. の記号・番号等同様にマスキングを施す必要があります』

これにより、2020年10月以降に金融機関等が本人確認書類として受領した健康保険証に、QRコードで記号・番号等がわかるものについては、QRコードをマスキングすることが必要となりましたのでご注意ください。

執筆者：渡邊雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

『[医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律](#)』（令和元年法律第9号）により、健康保険法その他の医療保険関連の法律が改正され、2020年（令和2年）10月1日より、健康保険証等の「被保険者等記号・番号等」について告知要求が制限されることになりました。

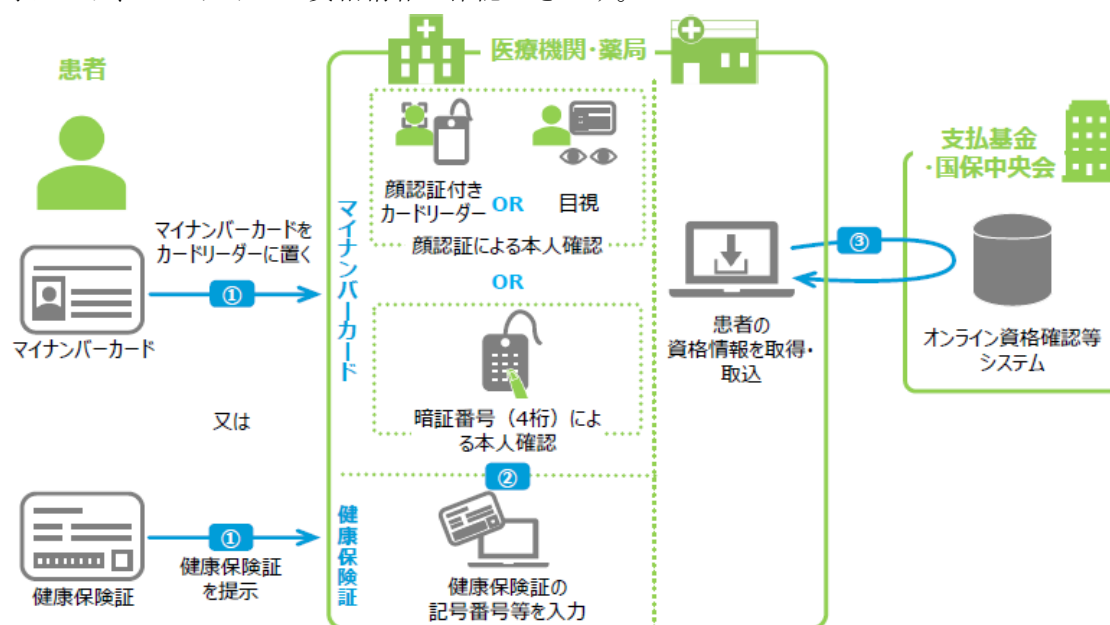
本ニュースレターでは、健康保険証等の「被保険者等記号・番号等」の告知要求制限の背景および実務上の取扱いについて説明いたします。

1. 健康保険証等の「被保険者等記号・番号等」の告知要求制限がなされる背景

2021年3月から、保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カード（マイナンバーカード）によるオンライン資格確認を導入されます。すなわち、マイナンバーカードが、健康保険証として使えることとなります。（※）

（※）「マイナポータル」でマイナンバーカードを健康保険証として利用することの事前登録が必要です。【[マイナンバーカードの健康保険証利用が始まります～病院・歯科医院・薬局で利用可能～](#)】

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報が確認できます。



出所：厚生労働省作成資料

健康保険証等の被保険者記号・番号は、これまで、世帯単位で付与されてきました。新規発行の保険証については、個人を識別する2桁の番号が追加され、個人単位となります。発行済みの保険証は、2桁番号がなくても使用できることとし、回収・再発行を不要とされます。

なお、75歳以上の後期高齢者医療制度は個人単位なので、保険証は変更されません。

- 新規発行の保険証について、個人を識別する2桁の番号を追加する。

本人(被保険者)	2020年〇月〇日交付		
△△△△保険組合			
被保険者証	記号 1234	番号 1234567	01
氏名	番号 花子		
生年月日	平成元年3月31日生 性別 女		
資格取得年月日	平成25年4月1日		
発行機関所在地	東京都千代田区〇〇〇		
保険者番号	88888888		
名称	△△△△保険組合		
			印

→ 現行の保険証の記載内容に2桁の番号を新たに追加

※後期高齢者医療制度は個人単位なので、保険証は変更しない

- 発行済の保険証は、2桁番号がなくても使用できることとし、回収・再発行を不要とする。

※ 医療機関・薬局では、患者が2桁番号がない保険証を提示した場合、2桁番号なしでレセプト請求できる。レセコン改修が間に合わなかった場合も、改修までの間、2桁番号なしで請求できることとする。(当分の間)

＜個人単位の2桁番号の付番、レセプト請求のスケジュール：イメージ＞	
2020年秋頃～	保険者で個人単位の2桁番号を付番、資格確認システムに登録
2021年3月頃～	マイナンバーカードによるオンライン資格確認の開始
4月頃～	新規発行の保険証に2桁の番号を追加(全保険者)
5月頃～	保険証によるオンライン資格確認の開始
10月頃～	2桁の番号を付してレセプト請求を開始(9月診療分、10月請求分～)

出所：厚生労働省作成資料

医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、保険者番号及び被保険者等記号・番号(「被保険者等記号・番号等」)について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

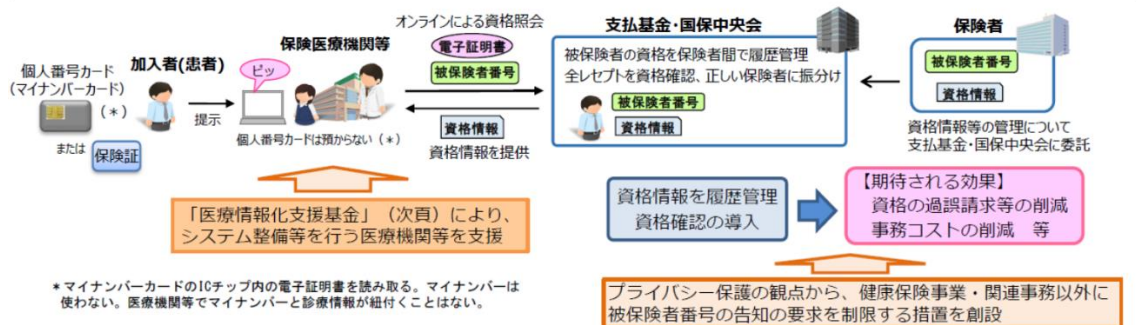
告知要求制限の規定は2020年(令和2年)10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されます。

(1) オンライン資格確認の導入

- ① 保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を導入する。
- ② 国、保険者、保険医療機関等の関係者は、個人番号カードによるオンライン資格確認等の手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。
- ③ オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局の初期導入経費を補助するため医療情報化支援基金を創設する（次頁参照）。

(2) 被保険者記号・番号の個人単位化、告知要求制限の創設

- ① 被保険者記号・番号について、世帯単位にかえて個人単位（被保険者又は被扶養者ごと）に定めることとする。
これにより、保険者を異動しても個人として資格管理が可能となる。
※ 75才以上の方の被保険者番号は現在も個人単位なので変わらない。
- ② プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。
※ 告知要求制限の内容（基礎年金番号、個人番号にも同様の措置あり）
① 健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。
② 健康保険事業とこれに関連する事務以外で、業として、被保険者記号・番号の告知を要求する、又はデータベースを構成することを制限する。
これらに違反した場合の勧告・命令、立入検査、罰則を設ける。



出所：厚生労働省作成資料

2. 告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等

告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等は、次に掲げる記号・番号等です。

- ✓ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 194 条の 2 第 1 項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）
- ✓ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 143 条の 2 第 1 項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）
- ✓ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号等（保険者番号及び加入者等記号・番号）
- ✓ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）
- ✓ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する「被保険者記号・番号等」（保険者番号及び被保険者記号・番号）
- ✓ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）
- ✓ ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する「被保険者番号等」（保険者番号及び被保険者番号）

3. 告知要求制限の具体的内容

健康保険法では、以下の告知制限が設けられています（健康保険法 194 条の 2）。

何人も、業として行う行為に関し、取引の契約の締結した相手方又は当該相手方以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはなりません（同条 3 項）。

業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベースを構成することも禁止されます（同条 4 項）。

厚生労働大臣は、これらの規定に違反した者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができます（同条 5 項）。

○健康保険法

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第百九十四条の二 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的

に構成したものをいう。)であって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

- 一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。
 - 二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。
- 5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

4. 告知要求制限の対象とならない場合

(1) 医療保険者や保険医療機関等、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行のために被保険者証の記号・番号等を利用する者、(2) (1)以外の者が健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行のために被保険者証の記号・番号等の利用が特に必要な場合は、告知要求制限の対象にならず、記号・番号等の告知を求めることが出来ます。これらは健康保険法施行規則等に定められており、具体例として以下のようなケースが挙げられます。

(1)に該当する者（健康保険法施行規則第156条の2第1項）の例

- ✓ 保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者等
- ✓ 医療保険の保険者
- ✓ 都道府県知事、市町村長 他

(2)に該当する場合の例

- ✓ 保険者から委託を受けた者が、当該委託を受けた健康保健事業に関連する事務を行う場合（例：医療保険者と委託契約を締結したスポーツクラブ）
- ✓ 被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた 保険者（当該保険者から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合（例：保育施設が児童の被保険者証の写しを預かる場合）
- ✓ 特定健康診査、特定保健指導その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

5. 本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省は共同で、2020年（令和2年）7月8日に「[医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について](#)」と題する事務連絡（「事務連絡」）を発出しました。

同事務連絡では、犯罪による収益の移転の防止に関する法律（「犯収法」）などで求められる本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項として以下の点について留意することとされています。

- ① 被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ② 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- ③ 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。
- ④ なお、これらの取扱いは、令和2年10月1日の改正法施行以降に被保険者等記号・番号等の告知を求める場合に適用されるものであり、改正法施行前に取得した被保険者証の写し等について、改めてマスキングを施す等の対応を求めるものではないこと。

（※2020年10月5日付の事務連絡で追加された留意事項）

上記②のとおり、非対面で健康保険証の写しを本人確認書類として送付を受ける場合には、事前に顧客に対して被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けることが必要となります。

また、仮に顧客が被保険者等記号・番号等をマスキングしないで健康保険証の写しを送付してきた場合には、事業者側においてマスキングを施すことが必要となります。

6. 健康保険証のQRコードはどのようにするのか？

協会けんぽが発行する保険証には 2015 年（平成 27 年）から QR コードが券面に表示されています。

これをスマートフォンの QR コード読み取りアプリで読み取ると当該被保険者の記号・番号が分かります。

「事務連絡」には記載がありませんが、厚生労働省のウェブページ『[医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について](#)』の『3. 本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項』において、以下の健康保険証上の QR コードの取扱いについての記載がなされました。

『※被保険者証等に QR コードがある場合について、その QR コードを読み取ると 2. の記号・番号等がわかるものについては、2. の記号・番号等同様にマスキングを施す必要があります』

これにより、2020 年 10 月以降に金融機関等が本人確認書類として受領した健康保険証に、QR コードで記号・番号等がわかるものについては、QR コードをマスキングすることが必要となりましたのでご注意ください。

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	00111
		平成26年 6月25日交付
	記号	21700023
	番号	21
氏名	キョウカイ タロウ 協会 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	<input type="radio"/> 株式会社	
保険者番号	01010016	
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="radio"/> 支部	
保険者所在地	<input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> - <input type="radio"/> - <input type="radio"/>	
		印

記号・番号の告知を受けることの禁止。コピーはマスキング必要。

スマホのQRコード読み取りアプリで読み取ると当該被保険者の記号・番号が読み取れる。

7. 確認記録への記録事項

犯収法では確認記録に「記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項」（犯収法施行規則 20 条 1 項 11 号）を記録することが求められます。

この点、健康保険証については、今後は「被保険者等記号・番号等」を確認記録に記録することが許されなくなるので、代わりに何を記録すればよいか問題となります。

この点、同様に告知要求制限が設けられている国民年金手帳の基礎年金番号（国民年金法 108 条の 4）については、基礎年金番号以外の事項（例えば、交付年月日等の国民年金手帳に記載されている事項）を記載することとされています。

この取扱いを参考にすると、健康保険証の「保険者名称」「交付年月日」を記録することが考えられます。